

オープンカウンター方式による見積依頼について

大分県警察本部警務部会計課管財係

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税（10%）込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、次の留意事項を熟読の上、後記2の連絡先にご連絡ください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2 見積書・仕様書の問い合わせ先及び提出先

〒870-8502 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県警察本部警務部会計課管財係

電話：097-536-2131（内線2295） メールアドレス：s61100@pref.oita.jp

※ 見積書は、持参・郵送・電子メールを問わず、締切日時必着とします（持参・郵送の場合は、封筒の表に「**オープンカウンター見積書在中**」と必ず朱書きしてください。

※ 見積書を電子メールにより提出する場合は、メールの件名に「**オープンカウンター見積書の提出**」と記載し、誤送信防止のため、受信確認の電話連絡をしてください。

3 見積書提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までの間

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者のみ連絡します。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 前記5において、同価の見積が二人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定により「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。